

第12回 標準委員会 研究炉専門部会
研究炉廃止措置分科会議事録

1. 日時 平成14年5月14日(火) 10:00~12:15

2. 場所 日本原子力学会 会議室

3. 出席者(敬称略)

(出席委員) 岡本(副主査), 福村(幹事), 和泉, 伊東, 小林, 小山, 紺谷, 谷本, 中井, 村上, 柳原, 山内(12名)

(代理出席委員) 中島(高柳代理), 敷地(片岡代理), 鳥居(松尾代理)(3名)

委員) 伊藤, 野崎(2名)

(常時参加者) 村山, 土生(2名)

(発言希望者) 宮田(1名)

(事務局) 太田

4. 配付資料

R1SC12-1 第11回研究炉廃止措置分科会議事録(案)

R1SC12-2 標準委員会活動状況

R1SC12-3 研究炉用原子炉の廃止措置(仮称)一案4

R1SC12-4 標準委員会でのコメント(議事録案の抜粋他)

R1SC12-5 研究用原子炉の廃止措置(仮称)(案)に対する研究炉専門部会委員コメント

R1SC12-6 標準制定スケジュール(案)

5. 議事内容

議事に先立ち、事務局より、17名の委員中代理委員を含め15名が出席しており、定足数に達している旨の報告があった。

また、岡本副主査より、高柳主査が欠席のため主査代行を行うとの発言があった。

(1) 前回議事録の確認

前回議事録について、3頁上7行 放射能物質 → 放射性物質 に訂正し、承認された(R1SC12-1)。

(2) 人事について

事務局より、高柳、片岡、野崎、松尾の各委員から、退任の意向が事務局に寄せられている旨の報告があり、本日をもって各委員が退任することを確認した。

福村委員より中島照夫氏(原研)を、和泉委員より敷地明氏(三菱重工)を、伊東委員より鳥居和敬氏(清水建設)を、小山委員より松本哲男氏(武蔵工業大)を、新たな委員候補として推薦したいとの提案があった。挙手による決議が行われ、全員一致で四氏を新委員として選任した。

(3) 標準委員会での議論

岡本主査代理より、R1SC12-4に沿って標記の報告があった。委員会では、発電炉との整合性を気にしている。3章の解説で詳細に書いており、これを理解してもらうことが必要。“基準本体と解説との取り合い整理”については、案-4において見直しているが、更に検討の必要があろう。

(4) 研究炉廃止措置標準案の検討

村山氏より、R1SC12-5、及び12-3に沿って専門部会委員のコメントへの対応案、案-4への反映の説明があった。以下のような審議が行われた。

(1. 適用範囲 / 2. 定義)

- ・適用範囲については、“規格本体”に明確に書くべき事項で、解説で述べるのは不適當(意味がない)。
- ・臨界実験装置については、部会より対象範囲に入れるようにとの要望がある。小さな出力の原子炉もあるわけで、臨界実験装置にとって過大な要求になるかどうかは条項の書き方で対応できる。対象範囲に含めるべきでは。
- ・臨界実験装置は、燃料の取り扱いの点で原子炉とはかなり異なり、これを含めるとまとまらない可能性があること、本分科会委員に臨界集合体の専門家が入っておらず、これまで対象外として殆ど議論をしてこなかったこと、から適用範囲には含めない。
- ・なぜ臨界実験装置が入っていないかについては解説に記載する必要がある。また、準用することは可能なので、その旨も解説に記載する。
- ・臨界実験装置については別途考えるような棲み分けが必要

(3. 廃止措置)

- ・8頁解説13行、「法体系や・・・するものではない」は言い過ぎの面がある。“まえがき”に法令との関係が書いてあることもあり、これは削除する。
- ・8頁下~9頁上、「但し、供用期間中に・・・」の記述は解説に相応しくない書き方となっており変えた方が良

い。まず、燃料交換や燃料取り出しは供用期間の中でしっかりやり、本標準では対象外であることを書くべきである。

- 3.3.1項, 3.3.2項カッコ内のreduction,removalは削除

(その他)

- タイトルについては、「研究炉用原子炉廃止措置の技術的基準」とする。
 - “5.5 記録及び報告”で、記録の保管期間は、「・・・廃棄物の最終処分が完了するまで」とあるが、この「完了」の定義がない。例えば以下の記述は不要であり削除。
 - 記録の保管については炉規制法等の法令で言及しており、これに予断を与えるような記述はすべきではない。
 - 15頁解説、「安全評価に当たって・・・実施する必要がある」は規格本体に移す。
 - 「参考になる」との記述は意味が不明確で適切ではない。
- (上記以外の委員コメント対応表の関する事項)
- 17項コメント：本コメントに対する回答は不十分。全体として炉の特徴、特性に応じて廃止措置活動を行うことを述べており、ここだけ細かく分けて書くのは不適切ということ。専門委員会には、このコメントが示すように、炉をカテゴライズして詳細に記述するようにとの要求が強いが、この要求を満たすのは困難である。
 - 24項コメント：法律については当然意識しながら検討しているが、あくまでも技術的な見地を中心に書いている。回答の「更に検討を進める」はむしろ、「法整備の検討は本分科会の役目ではない」ことを記述すべき。

(5) 今後の予定

次回専門部会に中間報告を行う。それに向け、標準案について以下の分担によりレビュー・ブラシアップ作業を行う。返却は、期限を5月20日(月)とし、村山氏宛てにEメールで行う(担当者間の調整は不要で、word文書に朱で訂正)。

- 1, 2章：岡本, 福村, 中島 6章：村上, 柳原
- 3章：小林, 敷地 7章：紺谷, 中井
- 4章：和泉, 山内, 鳥居 8章：小山, 松本
- 5章：伊東, 谷本

6. 次回開催予定

第13回分科会は、コメント等の状況を見ながら後日適切な時期にアンケートにより決定する。

以上